

2020年9月30日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正案」に関する意見

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正案」に関する意見について

NO	対象法令	該当箇所（条文）	意見等
1	会社法施行規則	第 63 条第 4 号ハ 第 66 条第 3 項	<p>今般の会社法改正により新たな制度として、電子提供措置が設けられることになるが、電子提供措置を行う株式会社であっても、個別の承諾を得れば、従前の招集通知の電子メール等による提供（会社法第 299 条第 3 項。同条に基づく招集通知の提供を以下、「電子通知」という）は引き続き可能とされている。ただし、会社法第 325 条の 3 において、株式会社に対し電子提供措置義務は一律に課されており、電子通知を承諾した株主も例外なく電子提供措置の対象となると思われる。</p> <p>また、会社法第 325 条の 4 第 3 項により、そもそも会社法第 301 条第 1 項の適用がなくなるため、定款上電子提供措置をとる旨の定めがある株式会社においては、会社法第 301 条第 2 項但書も適用の余地がなくなり、その結果狭義の招集通知に際しての参考書類等の交付提供、義務がなくなると考えられる。</p> <p>以上をまとめると、電子提供措置をとる旨の定めのある株式会社において、電子通知の承諾を行った株主への株式会社の対応は、以下の対応が考えられる。</p> <p>①電子提供措置の対象外となる、いわゆる「狭義の招集通知」については、従来どおり電子通知が可能（会社法第 299 条第 3 項）。</p> <p>②株主総会参考書類等に関しては、電子提供措置により提供する（会社法第 325 条の 4 第 3 項）。</p> <p>③電子提供措置事項については書面交付請求権は認められない（会社法第 325 条の 5 第 1 項）。</p> <p>④会社法第 301 条第 2 項但書による書面交付請求権は認められない（会社法第 325 条の 4 第 3 項）。</p> <p>上記を前提として、会社法施行規則第 63 条第 4 号ハおよび第 66 条第 3 項にかかる、電子通知の承諾を行った株主への株式会社としての対応は以下の解釈でよいか。</p> <p>株式会社は、会社法第 298 条に基づく株主総会の招集の決定時に、会社法施行規則第 63 条第 4 号ハの定めをすることにより、議決権行使書面に記載すべき事項(当該株主に関する事項に限る)に関しては、承諾株主から請求があるまで提供しないことができ、請求があったときに初めて電子提供措置を行う。ただし会社法第 325 条の 3 第 2 項の規定による交付をする場合は除く（会社法施行規則第 66 条第 3 項）。</p>

以 上